

平成 23 年度第 1 回競争契約監視委員会 議事概要

日時：平成 23 年 6 月 17 日（金） 9 時 30 分～12 時 00 分

場所：成田国際空港株式会社東京事務所

出席：委員：愛知工業大学 長瀧重義特任教授（委員長）
白鷗大学法科大学院 鈴木孝之教授（委員長代理）
筑波大学法科大学院 藤村和夫教授
早稲田大学理工学術院 柴山知也教授

N A A：加藤取締役兼常務執行役員、大久保専務執行役員、草野常務執行役員、
松村法務コンプライアンス部長、竹中給油事業部長、渡辺施設保全部長、
木村工務部長、豊田滑走路保全部長、鈴木調達部長
法務コンプライアンス部、給油事業部、調達部

議事：

1. 大久保専務執行役員挨拶

2. 契約状況等について

法務コンプライアンス部、調達部より、工事等に関する契約状況、随意契約理由、取引停止措置の状況について説明

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
工事において、一番安い金額を入札した企業が落札できなかった案件がいくつかあるが、その理由は何か。	総合評価方式を採用している案件については、価格点及び技術点の総合点が一番高い企業が契約の相手方となるため、必ずしも一番安い金額で入札した企業が落札できるとはかぎらない。 また、当初は一番安い金額で入札していた企業が、その後技術者の配置等が困難になったため辞退したという案件もあった。
「大気質常時監視測定装置の購入」「水質常時監視測定装置の購入」「地デジ対応TVの購入」において、リバースオークション方式を採用しているが、リバースオークション方式はどのようなものなのか。	リバースオークション方式とは、インターネットを利用した公募型競争契約であり、N A Aが提示した契約制限価格に対し、参加企業が競り下げを行い、一番安い金額を入札した企業と契約を締結する方法である。

<p>随意契約と企画競争の関係について説明してほしい。</p>	<p>企画競争とは、企画内容の競争を行い、最も優れた提案者と契約するものであるが、契約方式は随意契約としている。</p>
<p>低見積調査案件が多いが、契約制限価格の設定に問題があったのか。それとも企業努力なのか。</p>	<p>低見積調査の対象となった案件については、企業努力はもちろんであるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の見積りに対して、N A Aで査定率を掛ける際に、その査定率が実勢価格と乖離していた。 ・ 企業からの技術提案により、N A Aが想定していた工法よりも安い金額で施工できる工法を採用した。 等 <p>様々な要因が重なり、低見積調査案件が多くなったものと思われる。</p>
<p>維持・役務の「2011 年度成田国際空港モニターの構築及び運用」において、契約制限価格に対する最終見積額の比率が 80%を切っているが、その理由は何か。</p>	<p>本件は当初の契約段階において 3 年間契約することとなっており、今回の契約がその 3 年目であった。そのため、当初と比べて作業を効率的に行えるようになったことから、金額を抑えることができた。</p>

3. 無効及び不調案件について

以下の 1 件について、調達部、給油事業部より工事概要及び契約方式を説明
P/L 緊急遮断弁更新及び構造変更工事

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
<p>「P/L 緊急遮断弁更新及び構造変更工事」において、合計金額に占める諸経費の割合が大きいが、諸経費には何が含まれているのか。</p>	<p>諸経費には、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等が含まれている。 本件では、警備費や交通誘導員等の共通仮設費の積上げ分が含まれており、合計金額に占める諸経費の割合が大きくなったと考えている。</p>
<p>「雨水処理施設能力増強工事」において、「N A Aの社員が再就職しており公募に参加できないため、随意契約にした。」ということであるが、むしろOBがいる企業と随意契約をすることの方が問題があるのではないか。</p>	<p>N A Aの社員が受注企業に再就職した場合には、契約業務に携わらないことが原則となっているが、当該社員が契約に関与しない旨の申請書をN A Aに提出し、人事委員会の承諾を得た場合に限り、その企業は競争に参加できることとなっ</p>

	<p>ている。 当該企業は申請書を提出していないため、この工事の公募に参加することができなかったが、この工事が不調となり再公募しても他に参加企業の応募が見込めない状況であったため、公募条件を満たしている当該企業との随意契約に至ったものである。</p>
--	--

4. 総合評価方式・低見積調査について

以下の4件について、調達部、施設保全部、工務部、滑走路保全部より工事概要及び契約方式を説明

- 一期地区構内道路照明設備等更新工事（貨物地区）
- 西側誘導路造成その他工事
- 横堀地区誘導路部造成その他工事
- A 誘導路中央部その他舗装補修工事

（総合評価方式について）

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
<p>簡易型総合評価における同点の場合の取り扱いについて、「1. 価格交渉相手方選定の際に総合点同点の者が複数いた場合は、技術点の上位者を総合順位上位者としている。」「2. 最終総合点同点の者が複数いた場合は、1. の時点で技術点を考慮の上で価格交渉の相手方を決定していることから、価格交渉相手方のどの者が契約相手方となっても問題はない」とあるが、2. において「価格交渉相手方のどの者が契約相手方となっても問題はない」と断言しても良いものか。</p>	<p>同点の場合の取り扱いについては、価格交渉相手を選定する際には技術点の高い方を採用し、最終契約相手を選定する際には価格点の高い方を採用することとしている。</p>
<p>工事の案件によって技術点の配点が異なっているが、配点を決める際のルールはあるのか。</p>	<p>標準型総合評価方式については、工事によって求める技術力が異なることから、案件ごとに配点が異なる。配点については、技術審査会で決めている。</p>

(低見積調査について)

委員からの質問・意見	N A Aからの回答
低見積調査は、企業側にも労力やコストがかかるのではないか。	N A Aとしては粗雑工事を排除するためには有益であると考えているが、一方で、低見積調査を受ける企業にとっても、負担となっていると思われる。 現在、価格交渉相手として残った3社がともに調査対象となる場合には、3社すべてに対して調査を実施しているが、今後は、最終的な契約相手1社に対してのみ調査を実施することを検討している。
N A Aでは入札等に使用した資料は、何年間保存しているのか。 また、長期間経過後、施工不良が発見された場合には、どうするのか。	社内規程では、契約資料の保存期間は10年間となっている。 工事中の施工管理を厳しく行い、長期間の品質確保がなされるよう努力している。

5. その他

簡易型総合評価の配点について、調達部より説明

6. 全体を通しての意見

委員からの意見
N A Aの競争契約に関しては、概ね適正に機能している。

7. 草野常務執行役員閉会挨拶

次回の委員会は平成 23 年 11 月 14 日（月）に開催予定。